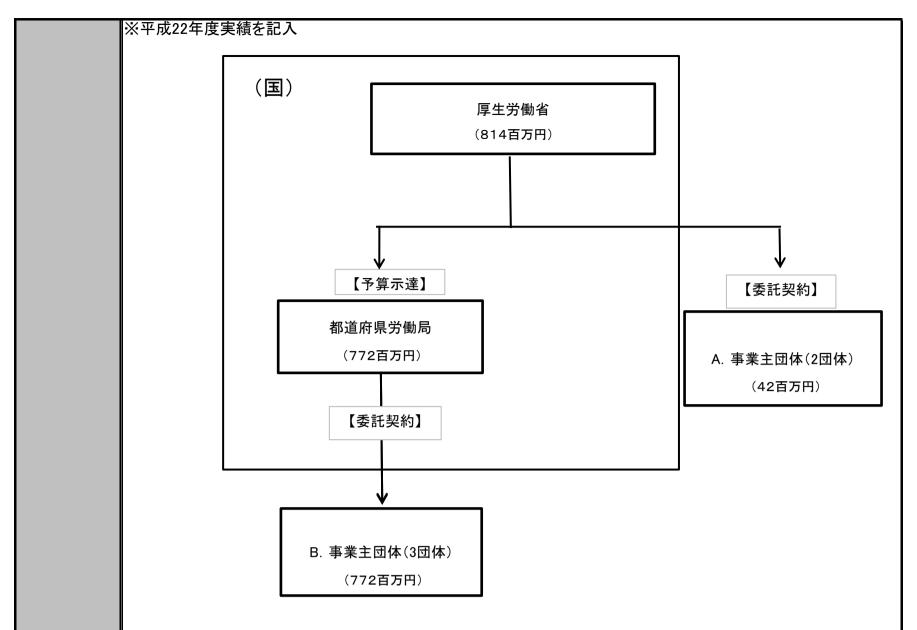
事業番号

23

			-	平成 2 4 4	年行	丁政事業レビ		ゴューシ -	ューシート		(厚生労働省)			
事	事業名 希望者全員65歳雇			用確保達成事業		担当部局庁		職業安定局高齡•障害者雇用対		対策部 作成責任者				
	開始 • 分定)年度	平成24年	度(開始) • 絲	・終了年度未定		担当課室		高齢者	高齢者雇用事業室		高齢者雇用事業室長			
会言	†区分	労働保険特別会計雇用勘定				施策名			Ⅱ-1-3 高齢者、障害者、 性に応じ、就労支援やタ			若年者等労働者の特 も業の防止を図る		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9条				関係する 通知		高年齢者等職業安定対策基本方針(平成21年4月1日 厚生労働省告示第252号)						
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)		平成24年に希望者全員が65歳まで働ける制度の導入義務化等を内容とする高年齢者雇用安定法の改正を予定(平成25年度施行)しており、平成24年度中には全国すべての企業において、定年の65歳までの引き上げ、定年の廃止、または希望者全員が65歳まで働ける継続雇用制度のいずれかの措置が講じられることを目的とする。												
	行政・経済団体・労働団体など関係セクターが連携し、その協力体制の下、各都道府県下の主要な事業主団体を通じ、その全ての傘下企業を対象として集団的に指導・助言を行う。 ①全国規模の事業主団体において、希望者全員が65歳まで働ける制度の周知啓発資料について有識者会議を開催、意見交換を実施。傘下事業主団体に対してセミナーを開催、周知啓発資料を配付。 ②都道府県下の主要な事業主団体において傘下企業を集めてセミナーを開催、周知啓発資料を配付。													
実施	施方法	□直接実施	■業務委	託等 —————	□1 	補助		貸付 	口その他					
予算額・ 執行額 (単位∶百万円)		算補頭	切予算 E予算 或し等 計 額	20年度		21年度		22年度	23年度		814			
		執行率(%)												
成果目標及び成果実績(アウトカム)			成果指標				単位	20年度	21年度	22年	度	目標値 (23年度)		
		セミナー参加団体に対して行ったアンケートにて、有効回答のうち希望者全員が65歳まで働制度導入の必要性について理解が深まったとした企業の割合80%以上				成果実績達成度	%	_		_		_		
						単位	20年度	21年度	22年	度	23年度活動見込			
活動指標及び活動実績(アウトプット)		セミナー実施回数				活動実績 (当初見込 み)	回	_	_	()	_ ()		
単位当たり コスト		〇〇〇〇(円/団体) <本省契約分> 〇〇〇〇(円/団体) <労働局契約分>				算出根拠 平成24年度執行額(円)/平成24年度委託契約締結数(団体)								
	費 目 2		23年度当初予算	24年度要求				É	とな増減理由					
平成23・24年度予算内訳	本省契約委託費 労働局契約委託費			77	12									
泥	<u></u> 計			81	14									

		事業所管部局による点検								
	評価	項目	特記事項							
目的・予算の	_	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。								
	_	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。								
	_	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。								
資金の流れ、費目・	_	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。								
	_	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。								
	_	受益者との負担関係は妥当であるか。								
	_	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。								
	_	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。								
活動実績、成果実績	_	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。								
	_	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。								
	_	活動実績は見込みに見合ったものであるか。								
	_	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。								
	_	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。								
点検結果	点 検 結 果									
	-	本事業は、平成24年において、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入義務化等を内容とする高年齢者雇用安定法の改正を 予定しているところであり、行政・経済団体・労働団体など関係セクターが連携し、その協力体制の下、各都道府県下の主要な事 業主団体を選定し、その全ての傘下企業を対象として集団的に指導・助言を行うことにより、希望者全員が65歳まで働ける制度 の早期全国完全導入を図るための経費であり、事業目的の妥当性や重要性の観点から優先度が高い事業である。								
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)										
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)										



資金の流れ (資金の受け 取り先が何を 行っているかについて補足 する)(単 位:百万円)